

規程制定の背景

本校で実りある生活を送り、社会人として品格が備わるように、生徒心得および学校生活に関する規程を定めました。生徒がこの規程をよく理解し守ることにより、豊かな人間性を養うことができると考えます。

1 生徒心得

- (1) 社会一般のルールを守りましょう。
※ルールとは、法律や千葉県青少年健全育成条例などのことを指します。
- (2) 基本的な生活習慣を身につけましょう。
- (3) 学校が学びの場であることをしっかり認識しましょう。
- (4) 人権を尊重しましょう。いじめは人権侵害であり、学校も社会もそれを許しません。
- (5) 公共心をもった行動を心がけましょう。
- (6) 心身の安全に細心の注意を払いましょう。
- (7) 定められた規程に従いましょう。「生徒心得および学校生活に関する諸規程」を守らずに問題行動を起こした場合は、特別な指導を行うことがあります。その際、一定期間「産業現場等における実習」を禁ずる場合もあります。

2 出欠席等および登下校に関する事

- (1) 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が連絡帳に記入するか、原則として保護者が電話連絡をすること。
- (2) 登校後は許可なく校外に出ないこと。
- (3) 自力通学等では、届け出た経路および時間で登下校すること。また、マナーを守り、登下校途中で寄り道や迷惑となる行動を決してしないこと。
- (4) 交通規則を守り、危険防止に努めること。
 - ＜路線バス、電車での登下校＞
 - ・乗下車時は順番を守ること。
 - ・乗車中はふざけたり、大声で話したりせず、静かに過ごすこと。
 - ・周りの人に迷惑をかけないようにすること。
 - ・停留所での待機中や路線バス、電車乗車中は、緊急時以外携帯電話を使用しないこと。
 - ＜自転車での登下校＞
 - ・スピードの出し過ぎに注意して走行すること。
 - ・信号を必ず守ること。
 - ・二人乗りや片手運転は禁止。
 - ・傘をさしての運転は禁止。
 - ・携帯電話、ヘッドホン等使用禁止。
 - ・自力通学の有無に関わらず、自転車を使用する生徒は自転車保険への加入を義務付けるものとする（令和4年11月27日千葉県条例改正）。また、自力通学生については、加入状況が記された書面を必ず提出すること。
- (5) 公共交通機関は時間に余裕をもって利用すること。慌てて事故にあったり、乗り遅れたりしないように、十分注意すること。通常の登下校時刻から遅れる場合は、必ず学校と家庭に連絡を入れること。
- (6) できるだけ複数人数で登下校し、人通りの少ない場所は避け、協力して不審者被害防止に努めること。

3 校内・校外生活に関する事

- (1) 適切なあいさつの習慣を身につけること。
- (2) 職員室などに入室する場合は、マナーを守り、許可を得てから入室すること。
- (3) 学習に必要な準備を行い、授業へ真剣に臨むこと。
- (4) 清掃を積極的にを行い、一人一人が責任をもって整理整頓を心がけること。
- (5) 貴重品（財布、携帯電話、定期等）は、登校後すぐに教師に預けること。所持品に必ず氏名を明記し、貸借はしないこと。
- (6) 生徒間での物品の売買および金銭の貸借はしないこと。
- (7) 学校生活に不必要なもの（ぬいぐるみ、漫画本、ゲーム等の遊具、刃物等の危険物、ピアス、化粧品を含む装飾品等）は持参しないこと。
- (8) 法律で禁止されている行為や危険が予知される場所への出入りはしないこと。
- (9) 外出する場合には、保護者の同意または家族でルール（連絡できる状態にしておく、外出先の明記、帰着時刻など）を決めること。
- (10) 無断外泊ならびに保護者に偽っての外泊、外出はしないこと。

4 身だしなみに関すること

- (1) 髪は品位を保ち、清潔に心がけること。髪を染めたり、パーマをかけたりしないこと。髪が肩にかかる場合は、黒、紺、茶等の目立たない色のゴムで結ぶこと。
- (2) 登下校の際は、高校生らしい通学服（学ラン、ブレザー、スラックスパンツ、ワイシャツ、ネクタイ、スカート等）を着用すること。また、スカートは、ひざが隠れる程度の長さのものを着用すること。
- (3) 学習活動中は、動きやすい服装（ジャージ、ハーフパンツ、Tシャツ等）を着用すること。なお、儀式的行事などには、通学服で参加すること。
- (4) ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット等の装飾品は禁止。また、化粧（ネイルも含む）などの不必要な装飾も禁止とする。

5 携帯電話に関すること

- (1) 使用目的は、登下校時の保護者と学校への緊急連絡に限る。
- (2) 校内では、登校後電源を切って担任に渡し、貴重品ロッカーに保管する。下校時に担任から受け取る。
- (3) 自分の個人情報（名前、住所、電話番号）を安易に人に教えないこと。他人や家族の個人情報も決して人に教えないこと。
- (4) 紛失に十分注意すること。紛失してしまったときのことを考えて、必ずセキュリティーロックをかけること。（家族や友人の個人情報が他の人に知られることになる。）
- (5) 無断で他の人の写真を撮らないこと。また、他人の写っている写真をSNS（一般メール、ショートメール、フェイスブック、ライン、インスタグラム等）に無断に載せないこと。
- (6) SNSやオンラインゲーム（荒野行動、フォートナイト等）を利用して、ネット上の友人、交際相手を探す行為やプロフィールサイト、出会い系サイト等の有害サイトへの投稿や利用はしないこと。
- (7) アプリ（特にゲーム）を使用する場合、課金にならないように十分注意すること。
- (8) SNS（一般メール、ショートメール、フェイスブック、ライン、インスタグラム等）で誹謗中傷的なメッセージを決して送らないこと。
- (9) 校外での使用についても時間や必要性を考え、家庭でルールを作り、マナーを守るようにすること。
- (10) 不審メール、いたずらメール等があった時は、すみやかに保護者または教員に相談すること。
- (11) 校外学習での携帯電話の使用は禁止とする。

6 アルバイトに関すること

アルバイトは学業専念の趣旨から原則禁止とする。ただし、家庭の事情により、必要と認められる理由がある場合は、保護者と担任と相談の上、生徒指導部で協議する。協議する内容としては、生徒の遅刻、早退を含めた出席状況、学習態度、健康、安全、学校生活への影響、家庭の経済状況等を総合的に協議し、判断する。校長が許可した場合に実施できるものとする。

- (1) アルバイトを希望する場合には、「アルバイト希望依頼書」を提出すること。
- (2) 協議の上、学校から許可がおりたら、職種、就業時間等安全面に十分な注意を払い、「アルバイト届出書」を提出すること。
- (3) アルバイトにより学校生活または日常生活において悪影響が出た場合、および悪影響が出ていると判断した場合、アルバイトの許可を取り消すこととする。

7 原動機付自転車・自動二輪及び普通自動車運転免許証等の取得に関すること

- (1) 車両（原付・自動二輪・普通自動車）の運転免許の取得は原則として禁止する。
- (2) 自動車教習所入所については原則として進路先が内定した冬季休業日開始以降とする。教習所入所を希望する生徒は自動車教習所入所届を提出して、教習は放課後及び休日に受けることとし、学校生活に影響が出ないようにすること。原則として免許の取得については卒業後とする。

8 改定について

生徒の実態や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、毎年度点検と見直しを行う。その際、学校評価アンケート、生徒総会、企画運営会議、職員会議、PTA役員会、開かれた学校づくり委員会等を活用して意見を聞き、職員会議を開催し、最終的には校長が改訂する。